免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

特別支援学校(聴覚障害)の 教育課程



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

1



こんにちは。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 横倉 久と申します。

これから、「特別支援学校(聴覚障害)の教育課程」について説明致します。

本講義のポイント

- 1. 聴覚障害に対応した教育課程の編成について 理解すること。
- 2. 聴覚障害に対応した教育課程の編成と実施に 当たり、指導上配慮すべきことや指導の工夫に ついて理解すること。
- 3. 聴覚障害幼児児童生徒の自立活動に関する基本的事項を理解すること。

2



本講義のポイントは、次の三つです。

一つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の編成について理解することです。

二つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の編成と実施に当たり、指導上配慮すべきことや指導の工夫について理解することです。

三つ目は、聴覚障害幼児児童生徒の自立活動に関する基本的事項を理解することです。

本講義の内容

- I 聴覚障害に対応した教育課程の編成
- 1. 聴覚障害に対応した教育課程編成の基本的な考え方
- 2. 聴覚障害に対応した教育課程の編成
- Ⅱ 各教科等の指導の工夫
 - 1. 幼稚部段階における指導の工夫
 - 2. 小学部・中学部段階における指導の工夫
 - 3. 高等部段階における指導の工夫
- Ⅲ 聴覚障害幼児児童生徒の自立活動
 - 1. 聴覚障害幼児児童生徒の自立活動
 - 2. 個別の指導計画の作成と展開
- Ⅳ まとめ

3



では、本講義の流れについてお話します。

本講義では、主に三つのことを学んでいきます。

一つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の編成について、基本的な考え 方や編成の在り方などを説明します。

二つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の実施に当たり、各教科等の指導において配慮すべきことや指導の工夫に関することを説明します。

三つ目は、聴覚障害幼児児童生徒を対象とした自立活動の内容や個別の指導計画を作成する際に留意すべきことなどを説明します。

最後に、本講義のまとめを行います。

4



それでは、聴覚障害に対応した教育課程の編成について説明します。

1. 聴覚障害に対応した 教育課程編成の基本的な考え方

5



まず、聴覚障害に対応した教育課程編成の基本的な考え方についてお話します。

教育課程編成の3要素(小学部の例)

学校において編成する教育課程とは、

学校教育の目的や目標を達成するために、<u>教育の内容</u>を児童の心身の発達に応じ、<u>授業時数</u>との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

教育目標(の設定)



教育基本法(第1~第2条、第 5条第2項、第6条第2項) 学校教育法(第21条、第29~ 30条)

指導内容(の組織)



授業時数(の配当)

学校教育法施行規則(第126条、第129条) 特別支援学校学習指導要領 →準ずる:小学校学習指導要領(各教科 等の目標と指導内容)

学校教育法施行規則(第51条)



はじめに、学校において編成する教育課程についてです。

特別支援学校学習指導要領解説総則編において、教育課程とは「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」と示しています。

6

スライドに示した「教育目標(の設定)」、「指導内容(の組織)」、「授業時数(の配当)」は、教育課程編成の3要素といわれるものです。それぞれ、法令等で規定されていますが、スライドでは、特別支援学校小学部の例を挙げています。

教育課程の意義とその編成の基本は、全ての学校で共通しています。特別支援学校小学部の場合、小学校と同一の教育目標に加え、独自の教育目標があります。このため、特別支援学校の教育目標を踏まえた上で、教育課程を編成する必要があります。

特別支援学校の教育目標

例) 小学部・中学部の教育目標 学校教育法第72条の目的を実現するため、 以下の目標の達成に努めなければならない。

目標や内容 単ずる教育

- 1-1 小学部においては、学校教育法第30条第1 項に規定する小学校教育の目標
- 1-2 中学部においては、学校教育法第46条に規 定する中学校教育の目標

独自の教育特別支援学校

2 児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の 困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、 技能、態度及び習慣を養うこと

7



特別支援学校における教育の目的は、学校教育法第72条に規定されています。

小学部の場合は、学校教育法に規定されている小学校の教育目標を達成することに加え、「児童の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う」ことが示されています。

中学部の場合も同様に、中学校に準ずる教育と障害に応じた独自の教育を行うこととなっています。幼稚部や高等部にも同様の規定があります。

このように、特別支援学校の教育は、準ずる教育と独自の教育の双方が行われることを踏まえ、教育課程を編成する必要があります。

聴覚障害に対応した教育課程の編成 特別支援学校における教育課程のイメージ 幼稚園 健康 人間関係 環境 言葉 表現 特別支援学校 幼稚部 人間関係 環境 自立活動 健康 言葉 表現 教育週数は39週を標準、1日の教育時間は4時間を標準 小学校 総合的な 学習の時間 外国語 各教科 道徳科 特別活動 特別支援学校 小学部 総合的な 学習の時間 外国語 各教科 道徳科 特別活動 自立活動 活動 小学校の各学年における総授業時数に準ずる

スライドには、幼稚園や小学校と、特別支援学校の教育課程のイメージを示しました。

特別支援学校幼稚部の教育課程の場合は、幼稚園教育要領に示された 5領域に加え、特別支援学校幼稚部・小学部に設けられた指導の領域である自立活動で編成されます。特別支援学校の幼稚部においては、「環境を通して行う教育」という幼児教育の趣旨に基づきながら、聴覚障害による学習上又は生活上の困難さを踏まえた教育的対応が必要です。

聴覚障害の場合、音や音声の情報を受け取りにくいことから、言語の受容や表出の困難、聴覚を通して得る情報の不足、言語概念の形成の困難、自分の音声の聴覚フィードバック上の困難、言葉による意思疎通の困難などの状況がみられます。幼児期は、言語発達が最も著しい時期であり、コミュニケーションの力や聴覚が発達する上でも重要な時期です。

特別支援学校小学部の教育課程の場合も、小学校学習指導要領に示された教科等に加え、自立活動で編成されます。小学部では、早期から培われてきた児童の言語力を土台として教科指導を行うことになります。教科の学習をするために必要な言葉の理解や表出といった児童の言語力、聞こえにくさなどを考慮し、分かりやすい授業を行うことが大切です。併せて、自立活動の指導を行います。

自立活動の指導とは

学校教育で目指すもの=人間として調和のとれた育成

- **小・中・高等学校等・・・**児童生徒の生活年齢に即して、系統的 段階的に指導する。
- 特別支援学校・・・障害により様々な学習上、生活上の困難 が 生じる。上記に加え、学習上又は生活上の困難を改善・克服 する指導が必要。

自立活動の指導 特別支援学校に特別に設けられた指導

9



自立活動の指導については、後ほど詳しく説明しますが、ここでは、どのような指導かを簡単に説明します。

幼稚園や小・中・高等学校等も、特別支援学校も、学校の教育活動全体を通じて、人間として調和のとれた育成を目指していることは同じです。小・中・高等学校等の教育は、児童生徒の生活年齢に即して、系統的、段階的に進められています。

一方、特別支援学校に在籍する児童生徒の場合、障害により日常生活や学習場面で、様々な困難が生じるため、小・中・高等学校等と同じように心身の発達段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。このため、特別支援学校の場合は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要です。そこで、特別支援学校の場合は、小・中・高等学校等と同様の各教科等のほかに、「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことで、人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の指導内容例

- 障害の理解、補聴器等の管理と適切な聞こえの状態の維持に 関する態度や習慣など
- 周囲の状況や変化を理解する方法の習得や意欲・態度など
- 他者の意図や感情の理解の仕方、順序立てて考えたり総合的 に判断したりする態度など
- 補聴器等の装用により保有する聴覚を活用する意欲・態度、代 行手段としての視覚の活用(コミュニケーション手段、補助手段 や生活機器)など
- 傾聴態度、多様なコミュニケーション手段の活用、言語の意味 理解を深める体験、体系的な言語の習得など

10



一つ目は、障害の理解、補聴器や人工内耳などの管理と、適切な聞こえの状態の維持に関する態度や習慣などに関すること。

二つ目は、周囲の状況や変化を理解する方法の習得や、意欲・態度など に関すること。

三つ目は、他者の意図や感情の理解の仕方、順序立てて考えたり総合的に判断したりする態度などに関すること。

四つ目は、補聴器や人工内耳などの装用により、保有する聴覚を活用する意欲・態度、代行手段として視覚を活用することなどに関すること。

五つ目は、傾聴態度や多様なコミュニケーション手段を活用すること、言語の意味理解を深める体験、体系的な言語の習得などに関すること、などです。

これらの自立活動の指導は、一人一人の幼児児童生徒について、個別の 指導計画を作成して行われます。スライドには、聴覚障害ある場合の自立 活動の指導内容の例を示しました。

2. 聴覚障害に対応した 教育課程編成

11



まず、聴覚障害に対応した教育課程編成の基本的な考え方についてお話します。

具体的な編成の手順(参考例)

- ① 編成に必要な基礎的事項についての理解を 図る。
- ② 各学校や幼稚部の教育目標に関する共通 理解を図る。
- ③ 幼児の発達の過程を見通す。
- ④ 具体的なねらいと内容を組織する。
- ⑤ 教育課程を実施した結果を反省、評価し、 次の編成に生かす。

12



それでは、教育課程の編成の手順について、お話します。スライドに、幼稚部における具体的な編成の手順の例を示しました。

一つ目は、教育課程の編成に必要な基礎的事項についての理解を図ることです。基礎的事項とは、教育課程の編成に関する法令、教育課程の基準である幼稚園教育要領、幼児期の発達とその見通し、地域や学校の実態などを指します。

二つ目は、その学校の学校教育目標や幼稚部の教育目標に関する共通 理解を図ることです。これに加え、特別支援学校の場合は、一人一人の幼 児の障害の状態の把握に基づき、指導の目標を明確にすることが求められ ます。

三つ目は、一人一人の幼児の発達の様相の把握に基づいて、今後の発達の過程を見通すことです。障害のある幼児の場合、発達の程度には個人差が大きかったり、個人内での発達のバランスに違いがあったりします。このため、一人一人の発達の程度と障害の状態がどのように関わっているのかを検討し、両者の関連を考慮して、教育目標がどのように達成されていくか、およその予測を立てることが重要です。

四つ目は、具体的なねらいと内容を組織することです。その際、幼児一人一人の障害の状態や発達の程度を考慮し、それぞれの幼児にふさわしい 生活が展開されるようにすることが大切です。

五つ目は、教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かすことです。

(1) 特別支援学校の教育課程

小学部の場合

視覚障害者、<u>聴覚障害者</u>、肢体不自由者、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、 特別活動、自立活動

⇒ 小学校に準ずる教育課程

障害の状態等により特に必要がある場合

「特別の教育課程」を編成することが可能



まず、特別支援学校の教育課程です。スライドには、小学部の場合を示しました。

先ほどお話したように、特別支援学校における教育の目的は、学校教育 法第72条に規定されています。小学部の場合は、小学校に準ずる教育を 施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることと示されています。したがって、小学校と 同様の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、そ して自立活動により教育課程が編成されることになります。

ただし、障害の状態等により、特に必要がある場合は、「特別の教育課程」を編成することが可能です。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

小学部の場合 -教育課程編成上の特例-

- ① 障害の状態により特に必要のある場合
- 各教科、外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないことができる。
- 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、下学年や下学部の目標・内容に替えることができる。
 - ⇒ 下学年適用、下学部適用の教育課程
- ② 重複障害児の場合
- 知的障害を併せ有する場合は、特別支援学校(知的障害)の各教科又は 各教科の目標・内容の一部に替えることができる。
 - ⇒ 特別支援学校(知的障害)代替の教育課程
- 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、各教科等の目標・内容の一部又は各教科等に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。
 - ⇒ 自立活動を主とした教育課程

14



教育課程の取扱いについて、特別支援学校学習指導要領では、スライドのような特例を示しています。

- ①は、障害の状態により特に必要のある場合、各教科や外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないことができるというものです。
- ①の二つ目は、各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、下学年や下学部の目標・内容に替えることができるというものです。この規定を適用した教育課程を、下学年適用あるいは下学部適用の教育課程といいます。
 - ②は、重複障害児童生徒の場合について規定したものです。
- 一つ目は、特別支援学校に在籍する児童で、知的障害を併せ有する場合です。特別支援学校(知的障害)の各教科に替えたり、各教科の目標・内容の一部に替えたりすることができるというものです。この規定を適用した教育課程を、特別支援学校(知的障害)代替の教育課程といいます。
- 二つ目は、重複障害者のうち、障害の状態により、特に必要がある場合、各教科等の目標・内容の一部又は各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるというものです。この規定を適用した教育課程を、自立活動を主とした教育課程といいます。このように、特別支援学校(聴覚障害)に在籍する児童の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができるようになっています。

なお、教育課程を編成するに当たっては、特別支援学校学習指導要領に示された教育課程の取扱いを十分に理解することが必要です。

特別支援学校(聴覚障害)における教育課程の実施状況

平成29年度「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関 する実態調査」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国語科

小学部N=155、中学部N=120、高等部N=99(数値は%)

	準ずる教育課程	下学年適用	知的代替	自立活動主
小学部	79.2	13.0	6.5	1.3
中学部	77.2	14.2	8.7	_
高等部	85.0	3.7	11.2	_

算数・数学科 小学部N=146、中学部N=116、高等部N=103(数値は%)

	準ずる教育課程	下学年適用	知的代替	自立活動主
小学部	99.3	22.1	20.7	2.9
中学部	99.6	20.7	25.0	3.4
高等部	89.3	17.5	36.9	3.9
15				*

特別支援学校(聴覚障害)における教育課程の実施状況に関する調査結 果をスライドに示しました。

国立特別支援教育総合研究所では、平成29年に、特別支援学校(聴覚 障害)95校の教員にアンケート調査を行いました。アンケートに回答した教 員の人数は、表の「N」で示しています。国語科の場合は、小学部が155 名、中学部は120名、高等部は99名という回答数です。この調査では、回 答する教員が所属している学部で実施されている教育課程を複数選択して もらいました。表中の数字は、すべての回答数に対する割合をパーセン テージで表したものです。

このように、特別支援学校(聴覚障害)では、小・中・高等学校等に準ずる 教育課程を中心としながら、障害の状態に応じた特別な教育課程も編成さ れていることが分かります。

- (2)特別支援学級(難聴)の教育課程
- 特別支援学級(難聴)の対象 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、小・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。



学校教育法施行規則第138条

「・・・特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略) 特別の教育課程によることができる。」

小、中学校学習指導要領(平成29年)

特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を「作成し、効果的に活用するものとする。」

16



次に、特別支援学級の教育課程について、お話します。

特別支援学級の対象となる児童生徒の障害の程度は、スライドのとおりです。聴覚障害が比較的軽度から中等度の者のための特別支援学級であって、主として音声言語の受容や表出、つまり聞くことや話すことに関する特別な指導を行えば、通常の学級の教育課程や指導方法によって学習が進められるような児童生徒を主な対象としています。

基本的には、小・中学校の教育課程で学習しますが、児童生徒の障害の 状態によっては、小・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも 適当ではない場合があります。このため、特に必要がある場合は、「特別の 教育課程」を編成することができるよう規定されています。また、小・中学校 の特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画及 び個別の指導計画の作成が義務づけられました。

(3)通級による指導(難聴)の教育課程

通級による指導(難聴)の対象

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。



平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導



学校教育法施行規則第140条

「・・・・当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、・・・特別の教育課程によることができる。」

17



次に、通級による指導の教育課程についてお話します。

通級による指導は、小・中学校等の通常の学級に在籍している軽度の聴 覚障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で 行いながら、障害に応じた「特別な指導」を「特別の指導の場」で行う教育形 態です。

ここでいう「特別な指導」とは、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導をいいます。例えば、保有する聴覚の活用、話し言葉や学習に必要な言語の指導などが挙げられます。

また、障害の状態等に応じて特に必要がある場合は、各教科の内容を取り扱いながら特別な指導を行うこともできます。聴覚障害の場合は、当該教科を学習するために必要な言語概念をはぐくむ指導や国語や英語の音読指導などが挙げられます。尚、このような指導は「教科の内容を補充する指導」と呼ばれることもありますが、教科学習の単なる遅れを補うものでないことに注意が必要です。

(4)通常の学級における指導上の配慮

「特別の教育課程」を編成することはできないが、 聴覚障害児に対する指導内容や指導方法などを 参考にして、適切な指導や配慮を行うことが重要。

聴覚障害に対する配慮例

- ◆ 教師の話し方(表情や口元を見せる、光源を向いて話す、 はっきりと話す)
- 聞きやすい環境(デジタル補聴援助システムやFM補聴器 等の活用、座席の位置、騒音軽減)
- 見て分かる教材や指導法の工夫(掲示物、板書)
- 安全に学習するための工夫や体制

18



最後に、通常の学級における指導上の配慮についてお話します。通常の学級では、「特別の教育課程」を編成することはできません。しかし、聴覚障害の程度が軽度の場合には、通常の学級で留意して指導することが適当な場合があります。

聴覚障害に対する配慮例をスライドに示しました。

まず、教師の話し方についてです。教師の話が伝わるように、表情や口元を見せて話したり、はっきりと話したりすることが大切です。教師が光源に背を向けて話すと、聞き手の児童生徒はまぶしくて、教師の顔を見ることができません。このため、教師は、光源を向いて話すようにします。

次に、聞きやすい環境を整えることです。教師が送信機やFMマイクを着け、その音声を聴覚障害児童生徒にデジタル無線やFM電波を使って届けるシステムを活用することも有効です。また、教師や友達の話を聞き取りやすい座席の位置を検討することも大切です。さらに、机やいすの足に使い古しのテニスボールをはめ、雑音を軽減する方法もあります。

そして、見て分かる教材や指導法を工夫することです。新出語句とその意味を短冊に書いて確認する、言葉の意味理解を促すために写真や映像を用いる、出来事や因果関係などを図にして表すなどの配慮があります。

さらに、安全に学習するための工夫や体制も重要です。聴覚障害の程度が軽度であっても、周囲がさわがしい場合、屋外で活動する場合、水泳など補聴器をはずす場合は、音や音声がよく聞こえないことがあります。このため、水泳の授業では、口頭で行う指示や学習の流れを書いたカードを用意しておく、家庭科の調理実習で周囲がさわがしい場合は、安全上の注意事

項を板書したり、その場で筆談したりする配慮などが考えられます。

《参考》特別支援学校(聴覚障害)で使用する教科用図書(教科書)

編成した教育課程に基づいて使用するもの

- 小学校に準ずる教育課程の場合
 - ⇒ <u>検定教科書</u>又は<u>文部科学省著作の教科書</u>を使用 (学校教育法第34条)

特別支援学校(聴覚障害)用「国語」(小学部の各学年) 特別支援学校(聴覚障害)用「国語 言語編」(中学部)



日常生活や教科学習、社会生活等で必要な国語(日本語)を 学習するための教科書

19



参考として、特別支援学校(聴覚障害)で使用する教科書について、お話をします。

教科書は、編成した教育課程に基づいて使用するものです。例えば、小学校に準ずる教育課程を編成した場合は、学校教育法第34条の規定が準用され、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、すなわち検定教科書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用します。

また、聴覚障害教育においては、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校(聴覚障害)用の教科書が、国語と音楽で作成されています。聴覚に障害がある場合、日本語の習得に関して特別な指導が必要であることから、「国語」の検定教科書に併せて、特別支援学校(聴覚障害)用「国語」の教科書が無償給与され、自立活動の時間などで用いられています。

なお、学校教育法附則第9条では、特別支援学校や特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができるよう規定しています。

20



これまで、聴覚障害に対応した教育課程とその編成について、説明しました。

ここからは、教育課程の実施に視点を置き、各教科等の指導の工夫を特別支援学校学習指導要領に基づいて説明します。

 幼稚部段階における 指導の工夫

21



はじめに、幼稚部段階における指導について、お話します。

聴覚障害の幼児への指導 一特に留意する事項ー

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

遊びや生活全体を通して幼児の言葉を育てるために

- ・ 意図的な場面設定
- 教師の意図的なかかわり
- ・言葉を用いたかかわりの重視

22



聴覚に障害のある幼児については、周囲の音や音声が聞こえにくい状態で育つことから、特に言葉の習得が困難になりやすいです。言葉を習得するためには、豊かな体験を通して、イメージや概念が形成されるようにすることが重要です。

特別支援学校幼稚部教育要領では、聴覚障害のある幼児への指導計画 を作成する際、特に留意する事項をスライドのように示しています。聴覚障 害のある幼児の場合、言葉の習得と言語概念の形成を図る指導、言葉を用 いて人とのかかわりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣を育てるこ とが重視されています。

実際の教育では、生活全体を通して幼児の言葉を育てるため、意図的な場面設定をしたり、教師が意図的にかかわったりする必要があります。例えば、遊びの題材は、幼児の興味・関心を踏まえ、幼児が自ら「やってみたい。」と思うようなものが求められます。また、このような場面設定をすることで、体験したことを周囲の人に伝えようとする気持ちも育ちます。教師は、こうした場面をとらえ、幼児が表現したことに共感し、表情豊かに言葉で表現してみせることで、幼児は、自分に必要な言葉に触れ、模倣を通して言葉を獲得していきます。

幼児が言葉を獲得していく際には、このような教師のモデルとなる表現(発話、手話表現など)に触れることが重要です。幼児は、自分の表現したいことを身近な大人が表現してくれていることがわかると、模倣の習慣も身に付いてきます。そして、自分がしたこと、感じたこと、考えたこと、相手に伝えたいことなど、生活全体を通して必要な言葉を身に付けていきます。

2. 小学部・中学部段階に おける指導の工夫

23



次に、小学部・中学部段階における指導の工夫について、お話します。

教科指導上の配慮事項

- (1)体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについて的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2)児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3)児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に 活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4)児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、 児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できる ようにすること。
- (5)児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、 基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

24



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、聴覚障害のある児童 生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきことをスライドのように示し ています。

- (1)は、言語概念の形成と思考力を育成すること。
- (2)は、読書に親しみ書いて表現する態度を育成すること。
- (3)は、言葉等による意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
 - (4)は、保有する聴覚を最大限に活用すること。
 - (5)は、指導内容を精選すること。
 - (6)は、教材・教具やコンピュータ等の情報機器を活用することです。

(1)について、聴覚障害のある児童生徒の場合、教科学習をする際に必要な言語概念を十分身に付けていないことに留意する必要があります。例えば、国語科の教材文を理解するためには、語彙や文の意味、教材文で扱う題材に関する知識などが必要です。これらの指導を行う場合、日常生活の中で、それぞれの児童生徒が、その言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているのか、体験したことを言葉で表現できるのか、あるいは書かれた文を読み、自分の体験と結び付けて考えることができるのかなどを把握しておく必要があります。そして、必要に応じて、国語科だけでなく自立活動や他教科、学校生活の中で具体的な体験を通して言葉の理解を促したり、表現する場を設けたりすることが重要です。

- (2)については、教科指導や生活全体を通して、読んでわかる経験や書いて伝える経験を多く持つことが必要です。そのためには、例えば、低学年段階では、生活文や筋の展開がわかりやすい物語など、児童の読みの力に合った文や文章を教師が自作したり、教材文の量や表現を変えたりすることなどの工夫も考えられます。
- (3)については、児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心、教育歴等の実態は多様であることを踏まえることが大切です。したがって、各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して、それぞれの児童生徒の実態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われるよう、一人一人の児童生徒の実態を十分に考慮して、適切な選択と活用に努める必要があります。
- (4)については、児童生徒の定期的な聴力測定の実施や一人一人の補聴器の調整の状態などを教師が把握しておくことが必要です。また、教師が児童生徒の補聴器で実際に音声を聞くなど、定期的な点検や授業での反応に気を配ることも大切です。
- (5)については、各教科の指導計画を作成する際、児童生徒の個別の指導計画に基づき、一人一人の聴覚障害の状態等を的確に把握し、児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要です。その際の重要な観点としては、児童生徒が「分かる」ことに支えられて、主体的に学習が進められるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するよう努めることが大切です。
- (6)については、視覚等を有効に活用するため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切です。その場合でも、視覚的に得た情報に基づいて、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって、十分噛み砕き、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切です。

3. 高等部段階における 指導の工夫

25



次に、高等部段階における指導の工夫についてお話します。

教科指導上の配慮事項

- (1)生徒の興味・関心を生かして、主体的な言語活動を促すとともに、抽象的、 論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を 図り、主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度を養うよう にすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に 活用して、発表や生徒同士の話合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、 正確かつ効率的に意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 生徒の言語力等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に 重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにす ること。

26



特別支援学校高等部学習指導要領では、聴覚障害のある生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきことをスライドのように示しています。

- (1)は、抽象的、論理的な思考力を伸長すること。
- (2)は、読書習慣や書いて表現する力の育成と情報を活用する態度を養うこと。
- (3)は、正確かつ効率的な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
 - (4)は、保有する聴覚を最大限活用すること。
 - (5)は、指導内容の精選に関すること。
- (6)は、教材・教具やコンビュータを有効活用し、指導の効果を高めること。

高等部段階では、学習内容がより多様になり、抽象的な内容が増えます。このため、題材の設定に当たっては、生徒の興味・関心に合ったもの、生活に根差したものを重視する必要があります。例えば、数学科の二次関数の学習では「毎秒40メートルの速さで真上に打ち上げたボールは、〇〇球場の天井までとどくだろうか。」といった問題を設定したり、割合の学習では消費税の計算、割引セール後の価格などを題材にしたりし、生徒の生活と学習とが関連していることに気づかせ、数学的な考え方の必要性や面白さを実感させながら指導することが重要です。

実際の指導に当たっては、多様な手段や教材などを用いることが求めら

れます。例えば、経済の流通の仕組みを教える場合、絵や図を用いる、プレゼンテーションソフトのアニメーション効果を用いる、生徒に身近な例を取り上げ言葉で説明するなどの方法が考えられます。その際、絵や図で用いる「矢印」や「記号」が表す意味やアニメーションで示される動きが何を表すのかを言葉で確認することが必要です。

指導内容の精選に当たっては、就労や進学などの進路先、社会自立に必要な力なども視野に入れて検討する必要があります。例えば、国語科の場合、職場や社会生活で触れることが予想されるジャンルの読み物や文体に重点を置くことも考えられます。数学科の場合は、中学部教員との連携を図り、義務教育段階から高等部段階までの指導内容でどこに重点を置くのか、どの内容をどこまで指導するのかなどを検討することも重要です。

27



それでは、ここからは、聴覚障害幼児児童生徒の自立活動について説明をします。

ここでは、自立活動の内容と取扱いに関すること、個別の指導計画を作成する際に留意することについて説明します。

1. 聴覚障害幼児児童生徒の自立活動の内容と取扱い

28



はじめに、聴覚障害幼児児童生徒の自立活動の内容と取扱いについてお話します。

(1) 自立活動の内容とその取扱い

人間として基本的な 行動を遂行する要素 障害による困難を 克服する要素

代表的な要素27項目を6区分に分類・整理



1 健康の保持

2 心理的な安定

3 人間関係の形成

4 環境の把握

5 身体の動き

6 コミュニケーション

29



自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導であることは、先ほどもお話しました。

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行する要素」と「障害による困難を克服する要素」の中から、代表的な要素27項目を選び、六つの区分に分類・整理したものです。六つの区分は、スライドに示したとおりです。

自立活動における「指導内容」

障害の状態や発達の程度等、実態の的確な 把握に基づき、<u>必要な項目を選定</u>し、<u>相互に関連</u> づけて指導するもの

小・中学校の教科・・・全ての児童生徒に確実に指導しなければならない内容

自立活動・・・個々の障害の状態や発達に応じて選定するもの

× 全てを指導する

× 内容を順番に教える

30



自立活動の指導は、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて行われるものです。したがって、6区分27項目の内容の中から、必要な項目を選定し、相互に関連付けて指導するものです。

小・中学校の教科については、目標と内容が学習指導要領に示されています。この教科の内容は、すべての児童生徒に確実に指導しなければならないものです。

一方、自立活動の内容は、個々の児童生徒の障害の状態や発達に応じて選定するものです。そして、選定した項目を関連付けながら、具体的な指導内容を設定します。したがって、教科のように全てを指導する、内容を順番に教えるというものではありません。

- (2) 自立活動の内容
- 1 健康の保持
 - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
 - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
 - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
 - (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
 - (5) 健康状態の維持・改善に関すること

聴覚障害における内容例

- 補聴器や人工内耳の取扱いや管理、装用習慣
- 聴覚障害や聴力、補聴器等に関する知識
- 適切な聞こえの状態の維持に関する態度や習慣
- 聞こえの状態の理解とコミュニケーション方法の選択
- 障害の理解や認識に関すること

31



それでは、自立活動の内容についてお話します。

一つ目の区分は、「健康の保持」で、五つの項目があります。

各項目の内容や項目同士の関連は、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」に詳しく書かれていますので、ぜひ見ておいてください。

聴覚障害の場合は、補聴器や人工内耳の取扱いや管理に関すること、障害に関する知識や理解、自分の聴覚障害の状態を理解したり、維持するための態度や習慣を身に付けたりすることが挙げられます。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・ 克服する意欲に関すること

聴覚障害における内容例

- 周囲の状況や変化を理解する方法の習得や意欲・態度
- 自己の障害の理解、自己を肯定的にとらえる機会
- 聞こえやすさやコミュニケーションのしやすさのための環境 調整

32



二つ目は、「心理的な安定」で、三つの項目があります。

聴覚障害の場合は、音や音声が聞こえにくく、周囲の状況や出来事の因果関係などがつかみにくくなります。このため、出来事の理由や相手の意図などが分からず、不安になる場合もあります。したがって、自分なりに周囲の状況や変化を理解するために有効な方法を見つけたり考えたりすることが大切です。また自立と社会参加を見据え、徐々に自分の聞こえやすさやコミュニケーションのしやすさを考え、自分に必要な支援や配慮を周囲に伝える力を育むことも大切です。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること
- (4) 集団への参加の基礎に関すること

聴覚障害における内容例

- 他者の意図や感情の理解の仕方
- 出来事を順序立てて考えたり、総合的に判断したりする態度
- 日常生活で必要なルールや常識の理解

33



三つ目は、「人間関係の形成」で、四つの項目があります。

聴覚障害における内容例としては、他者の意図や感情の理解の仕方、出来事を順序立てて考えたり、物事を総合的に判断したりする態度などが挙げられます。相手の意図や感情は、表情や目に見える出来事だけではつかみづらいことがあります。例えば、前後の文脈から類推したり、相手の日頃の言動から推測したりするような態度を育むことが大切です。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に 応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

聴覚障害における内容例

- 保有する聴覚の活用(音、音楽、音声の聴取)と意欲・態度
- 代行手段としての視覚の活用(コミュニケーションの補助的な手段や生活機器の活用)

34



四つ目は、「環境の把握」で、五つの項目があります。

聴覚障害における内容例としては、保有する聴覚を活用し、音や音楽、音声を聴取すること、聴覚障害の代行手段として視覚を活用して必要な情報を得ることなどが挙げられます。聴覚障害の程度や聞こえ方は、一人一人異なります。このため、実態に応じて、音楽を聞いて楽しんだり、音を合図にして遊んだり、音を聞いて危険を回避したり、音声を聞いて相手の感情や話の内容を知る手掛かりにしたりするなど、本人が聴覚を活用する意義を実感できるようにしていくことが大切です。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に 関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

聴覚障害における内容例

● 姿勢や身体の使い方(緩急のコントロール)等

35



五つ目は、「身体の動き」で、五つの項目があります。

聴覚障害のある幼児児童生徒は、視覚を通して多くの情報を得ています。このため、見ることに集中し続けることで、身体に力が入った状態が続くことがあります。自分自身で、身体の力を抜いたり、コントロールしたりすることも大切な学習といえます。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

聴覚障害における内容例

- 多様なコミュニケーション手段の活用と意欲・態度
- 言語の意味理解を深める体験
- 日本語の基礎的・基本的な言語体系の習得
- 発音・発語に関すること

36



六つ目は、「コミュニケーション」で、五つの項目があります。

様々な人とコミュニケーションをする意欲や態度、相手や場に応じて多様なコミュニケーション手段を使い分けることは大切な学習の一つです。

また、手話を用いる場合でも、教科学習や読み書きをするためには、日本語を習得する必要があります。このため、語彙、文法など日本語の言語体系を習得するための指導が必要です。発音・発語に関することは、幼児児童生徒に音韻意識をはぐくみ、書き言葉の獲得に寄与する面があります。

2. 個別の指導計画の 作成と展開

37



最後に、個別の指導計画の作成と展開について、お話します。

(1) 個別の指導計画作成上の留意事項

聴覚障害幼児児童生徒の場合、特に留意すべきこと

- ① 保有する感覚の活用に関すること
- ② 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること
- ③ コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- ④ 言語の受容と表出に関すること
- ⑤ 言語の形成と活用に関すること
- ⑥ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

NISE

38

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて行われます。障害による 学習上又は生活上の困難への対応や配慮事項、有効な指導などを記載し ておくことで、学校生活全体を通して一貫した対応や指導ができるよう、有 効に活用したいものです。

聴覚障害の場合、個別の指導計画を作成する際、特に留意すべきことをスライドに示しました。

まず、一つ目の聴覚の活用には、周囲の音、例えば、生活音や自然の音、自分が出す音などを聞き必要な情報を得ることなど、様々な側面があります。したがって、一人一人の聴覚障害の程度や聞こえ方に留意し、保有する聴覚を最大限に活用するような指導が大切です。

二つ目です。言語の習得には、その基となるイメージなど、概念の形成が大切です。この概念を獲得するためには、豊かな経験が必要となります。そのため、視覚や触覚あるいは保有する聴覚等を総合的に活用することができるような活動や場面を創意工夫し、幼児児童生徒の興味・関心を引きながら、その経験に即して主体的に言葉を身に付けることができるような指導が大切です。

三つ目のコミュニケーションの基礎的能力とは、発達段階に応じて、相手 を注視する態度や構えを身に付けることや、自然な身振りで表現したり、声 を出したりして、相手とかかわることができるようにすることなどを指します。

四つ目については、音や音声情報が受け取りにくいことから、結果として発音が不明瞭になるなど、それに配慮した指導が必要になります。その際には、聞く態度を育てたり、補聴器等の活用を図ったりすることなどの点に

留意して指導するようにします。

五つ目については、聴覚障害のある幼児児童生徒は、様々な経験をしているものの、実際に見たもの、したことなどに関する話し言葉が聞こえない、あるいは聞こえにくい状態で育ちます。この結果、自分の経験と言葉を結び付けることが困難になりやすいため、幼児児童生徒の主体性を尊重しながら、周りの人々による意図的な働きかけが必要となります。

六つ目のコミュニケーション手段の選択と活用についてです。聴覚に障害がある場合には、補聴器や人工内耳を装用して聞くこと、読話すること、話すことや書くことのほかに、キュード・スピーチや指文字、手話を用いることがコミュニケーション手段として考えられます。さらに、話し言葉であっても、手話を使用する場合であっても、学習や社会生活に必要な読み書きの力を身に付けるための指導が必要です。コミュニケーション手段の選択と活用は、その場の円滑なコミュニケーションだけでなく、日本語の読み書きの力を身に付けることも念頭におくことが大切です。

(2)-1 聴覚障害と言語指導

日常の生活の中で、暖味な表現を正しい言葉・表現へと導くための指導

- 「話したい。」という雰囲気を生活場面でつくり出す。
- ② 子供の表現を、年齢に即したより適切な表現に誘導(即時模倣)する。
- ③ 子供に模倣の習慣が身に付き、簡単なやりとりができるようになったら、拡充模倣を促し、語彙の拡充を図る。
- ④ 年齢に応じて、使用する言葉の概念を高める。

39



聴覚障害教育においては、その障害特性により、これまで言語指導法を 追求してきました。どのようなコミュニケーション手段を活用したとしても、言 語指導法を踏まえなければ言語の概念が形成できるとはいえません。

また、実際の指導に当たっては、自立活動の時間を設定して行う指導と教科など授業を含む学校生活全体で行う指導があります。

ここでは、学校における言語指導の例を紹介します。

一つ目は、日常の生活の中で、幼児児童生徒が自ら獲得し使っている曖昧な表現を、正しい言葉や表現へ導くための指導です。このような指導は、遊びや給食など、学校生活全体を通して意図的に行うものです。

まず、①は、「話したい。」という雰囲気を生活場面でつくり出すことです。たとえば、子供の知的好奇心や興味・関心など、年齢に応じた生活体験を充実させることが大切です。②は、子供の表現を、年齢に即したより適切な表現に誘導することです。子供は、周囲の人のやりとりを聞いたり見たりして、そこで使われている言葉の意味を徐々に理解し、自分に必要な言葉を身に付けていきます。そして、自分が知っている言葉を遣って表現しようとします。しかしながら、あてはまる言葉を知らなかったり、正しく身に付いていなかったりすることがあります。スライドに、「即時模倣」とありますが、これは、その場で、教師がモデルとなる表現をしてみせ、模倣を促すものです。

③は、子供に模倣の習慣が身に付き、簡単なやりとりができるようになったら、語彙の拡充を図るようにすることです。たとえば、子供が生活場面で「ちょうだい。」と自らいえるようになったら、「〇〇をちょうだい。」と言えるように模倣を促したり、「ください。」と別の言葉でもいえるように模倣を促したり

することです。

④は、子供の年齢に応じて、使用する言葉の概念を育てていくことです。例えば、「ネコ」、「ウサギ」といった名称から、「動物」や「生き物」といった上位概念を表す言葉を身に付けることです。また、例えば、「切る」という言葉には、「はさみで切る」という意味のほか、「水気を切る」、「縁を切る」など、様々な意味があり、年齢に応じて身に付けることも大切です。

- (2) 一2 聴覚障害と言語指導 学習した言葉や表現を日常生活で使えるようにするための指導
- ① 教科の授業などで扱う「言葉」の概念を、子供の体験や、前時の学習などをもとに解説する。
- ② 教科学習などで知識として覚えた「言葉」を日常生活でも 使用するような場面を意図的に設定する。
- ③ 助詞の脱落、曖昧な言葉の使い方、練習中の「発音」は、 丁寧に指導する。
- ④ 自発語の確認(今、どのような言葉が使えるのか)研究授業等での自発語チェックなどを行う。

40



- 二つ目は、学習した言葉や表現を、日常生活で使えるようにするための指導です。教科学習を円滑に進めるために必要な言葉の意味理解を深めることや、学習した言葉を他の教科や生活場面でも活用できることをねらうものです。
- ①は、教科で扱う言葉を理解することができるよう、子供の生活経験や前時の学習などを取り上げ、その意味や概念を解説することです。子供が実際に経験したことを例示することで、言葉が使われる場面や状況なども理解しやすくなります。
- ②は、教科学習を通して覚えた言葉を、日常生活でも使用する場面を意図的に設定することです。例えば、学習した言葉を短冊黒板等で掲示しておき、児童生徒の目に触れるようにしておく方法があります。
- ③は、より正しく適切な言葉を身に付け、定着を図るための配慮です。子供が話したり書いたりする際、助詞が誤っていたり抜け落ちたりしていることがあります。このような場合は、子供が表現した内容を受け止めつつ、正しい表現のモデルを示したり、正しい表現を考えるきっかけやヒントを与えたりすることが必要です。また、曖昧な言葉の使い方をしている場合には、年齢や発達段階に応じてより適切な言葉や表現を知らせたり気付かせたりすることも大切です。さらに、自立活動の指導で練習中の「発音」は、日頃の生活や授業でも留意して扱いたいものです。
- ④は、教師が、子供の自発語の確認を定期的に行うということです。自発語とは、自分から表出する言葉を指しますが、子供が、今、どのような言葉が使えるのかを研究授業等でチェックする方法もあります。



それでは、本講義のまとめです。これまで学んできたことを振り返ってみましょう。

IV まとめ

- 1. 聴覚障害に対応した教育課程の編成
- 2. 聴覚障害に対応した教育課程の編成の実施に当たり、指導上配慮すべきこと
- 3. 聴覚障害幼児児童生徒の自立活動

42



それでは、講義のまとめをおこないます。

ポイントの一つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の編成についてです。 聴覚障害の場合、その障害特性により、言語の獲得や発達が促されるよう、教育目標を設定し、指導内容を授業時数の配当との関連において、総合的に組織することが大切です。特別支援学校(聴覚障害)の場合は、小・中学校等に準ずる教育課程を中心に、下学年・下学部適用の教育課程、特別支援学校(知的障害)代替の教育課程、自立活動を主とした教育課程と、障害の状態等に応じて様々な教育課程が編成されています。特別支援学級(難聴)では、小・中学校の教育課程を基本とし、障害の状態等により特に必要な場合は、自立活動を位置付けるなど、特別の教育課程を編成することができます。通級による指導(難聴)では、主として教科等の指導を行いながら、障害に応じた特別な指導、すなわち自立活動の指導を行うなど、特別の教育課程を編成することができます。

二つ目は、聴覚障害に対応した教育課程の編成や実施に当たり、指導上配慮すべきことや指導の工夫についてです。

幼稚部段階では、遊びや生活全体を通して、言葉の習得と概念形成を図ること、言葉を用いた人とのかかわりなどを育てることが重視されています。

小・中学部段階では、それまでに培われた児童生徒の言語力を踏まえ、 言語概念の形成や言語による思考力を育てていくことが重視されています。 高等部段階では、義務教育段階での指導を踏まえながら、抽象的な内容や 概念を理解するための指導法、進学や就労など社会生活を視野に入れた 指導内容の精選や重点化などの配慮が大切です。

三つ目は、聴覚障害幼児児童生徒の自立活動についてです。 聴覚障害の場合、個別の指導計画に基づき指導するに当たっては、保有 する聴覚や他の感覚を活用し、それらを総合的に活用して周囲の状況を把握する力、言語やコミュニケーションに関する力を育てることを重視しています。また、実際の指導に当たっては、学校生活全体を通して、言語に関する指導や配慮を行うことが必要です。

引用•参考文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本 20 20」編著 令和2(2020)年.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援学校〈聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関する実態調査」平成29(2017)年.
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成29(2017)年.
- 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領」 平成29(2017)年.
- 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」平成29(2017)年.
- 文部科学省「特別支援学校高等部学習指導要領」平成31(2019)年.
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」平成30(2018)年.

• 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)」

平成31(2019)年.

- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」平成30(2017)年.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料~障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実~」平成25(2013)年.

43



本講義の引用・参考文献は、スライドに示したとおりです。

免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

特別支援学校(聴覚障害)の 教育課程

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

44



以上で、「特別支援学校(聴覚障害)の教育課程」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者:横倉 久

読み上げ者:横倉 久

